

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

規制の名称：法人等による寄附の不当な勧誘を防止するための規制の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：消費者庁消費者制度課

評価実施時期：令和4年11月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要があるため、今回の法改正を行うこととしており、具体的には、以下のような各種規制の新設を行う。

1 禁止行為の創設

① 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、下記に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとする。

- ・ 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- ・ 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- ・ 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- ・ 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が

当該方法によって連絡することを妨げること。

- ・ 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- ・ 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

② 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならないものとする。

- ・ 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- ・ 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（上に掲げるものを除く。）

2 行政上の措置の創設

- ① 内閣総理大臣は、禁止行為に関する規定の施行に必要な限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとする。
- ② 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対し、禁止行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

このような規制の新設を行わない場合、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の脆弱性に付け込んだ悪質な寄附の勧誘が横行することが見込まれ、そのような被害を生じさせている悪質な法人等による勧誘行為の停止の実効性を確保することも困難となる。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

1 禁止行為の創設について

- ・ 1-①について、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人を保護し、法人等が不当な勧誘を行うことを抑止するため、消費者契約法（平成12年法律第61号）第4条第3項第1号から第4号、第6号及び第8号（※）の規定内容を踏まえ、禁止行為を規定する必要がある。
※ 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）による改正後の条番号
- ・ 1-②について、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法人等が個人に寄附の勧誘をするに際し、借入れ等による資金調達を要求することを禁止する必要がある。
- ・ これらについて、禁止行為を創設するのではなく、広く不当な勧誘の類型の注意喚起を行うことや、法人等に努力義務を課すことも考えられるが、実効性を担保できず、十分な効果を期待できないことから、禁止行為の創設という規制手段を選択することが適当である。

2 行政上の措置の創設について

- ・ 法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の保護を図るとともに、法執行等を厳正に行う観点から、報告徴収に関する規制、禁止行為の停止その他の必要な措置をとるよう勧告できる規制及び措置命令に関する規制を設ける必要がある。
- ・ これらについて、行政上の措置を創設するのではなく、法人等に自主的取組を促すことも考えられるが、実効性を担保できず、十分な効果を期待できないことから、行政上の措置の創設という規制手段を選択することが適当である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

- ・ 今回の改正は、法人等による寄附の勧誘行為のうち、一定の類型を禁止し、その実効性を担

保するためのものであるため、これらに伴う遵守費用は発生しない。

【行政費用】

- ・ 本法の施行業務に従事する専従職員を新たに置き、禁止行為に違反した事業者への行政上の措置等を行わせることを想定しているところ、これに伴う行政費用の発生が見込まれる。
 - ・ 具体的には、現在 10 名程度【P】の職員に行わせることを予定しているため、
413,064 円（国家公務員の平均給与月額）×12 か月×3 年（見直しまでの時期）×10 人＝
148,703,040 円≒1 億 5 千万円
の費用が見込まれる。
- ※ 国家公務員の平均給与月額については、人事院公表資料令和 4 年国家公務員給与等実態調査（調査結果の概要）による。
- ・ また、新法の制定に伴い広報資料等の周知に関する資料の作成も見込まれ、一定の行政費用が想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることで、高額・広範に被害をもたらすことになるものを始めとして法人等による寄附の不当な勧誘の防止に資する効果が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

規制の効果を一律に金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制は、法人等による不当な寄附の勧誘を規制するものであり、健全な寄附文化の醸成等に影響を与えることはないため、副次的な影響及び波及的な影響については想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化で

きるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今般の規制の新設は、悪質な行為として設けられた禁止行為を行う法人等によりのみ規制を課すものであり、適正に寄附の勧誘を行っている法人等に新たなコストを生じさせるものではない。また、行政側の費用については、一定程度生じるものの、規制の新設により、高額・広範に被害をもたらすことになるものを始めとして法人等による寄附の不当な勧誘の防止に資する効果が期待されることから、費用と効果の関係から検討すると規制の新設が必要不可欠であるといえる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

規制の新設を行わない場合、法人等に対し、本法では禁止行為としている行為を行わないよう努力義務を課すことが考えられるが、十分な実効性を期待できず、悪質な寄附の勧誘が継続され、被害が増幅してしまうことが懸念される。

したがって、採用案による規制の新設を行う必要がある。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

いわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において、令和4年8月から10月まで、靈感商法等の悪質商法への対策検討会を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討した。

検討会において、寄附の要求等に関する規制について幅広く一般的な禁止規範を規定すべき、禁止規範に違反した場合の効果についても法制化に向けた検討を行うべきといった指摘があったことを踏まえ、講ずべき措置等について令和4年10月に報告書を取りまとめている。今回の法制定における規制の新設は、当該検討会の報告書を踏まえて立案しているものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正法の施行後3年を経過した場合において、本法の施行の状況について検討を加えることとする（本法の附則においても同旨を規定する。）。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制導入後の被害の発生状況等を勘案することとする。